

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議
日 時	令和5年10月24日(火) 午後1時30分～午後3時50分
場 所	本庁舎3階3A会議室
出席者	出席
	事務局

議題1：秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	環境資源対策課
説明者	環境産業部長、環境資源対策課長、課長代理（業務管理担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. 伊勢原動物霊園以外の施設との比較はどうか。 答. 他市に所在する施設と比較したが、遠距離のため改正案より高額であった。</p> <p>問. 愛玩動物の死体処理委託の実績は平均 215 件ということだが、市内における犬猫の頭数はどの程度か。 答. 犬の登録数は令和4年度で9,391匹、猫は犬の1.25倍と想定し、11,738匹程度と思われる。</p> <p>問. 自己負担率を100%としている自治体は他にあるのか。 答. 現在自己負担率を100%としているのは、近隣では本市のみだが、他市でも徐々に手数料の額を委託料に近づけており、伊勢原市も自己負担率を100%にする予定と聞いている。</p> <p>問. 平成19年から全額自己負担とした理由はどのようなか。 答. 一般市民が等しく恩恵を受ける制度ではないことから、平成11年3月の負担公平化検討会で、嗜好性の高いペットの処分を公費で賄うべきではなく、全額自己負担すべきものとされ、段階的に自己負担率を100%に上げたものである。</p>
会議結果	原案了承

議題2：プラスチックの一括回収（プラスチック使用製品の資源化）及び資源物等の収集方法の拡充について

担当部課等	環境資源対策課
説明者	環境産業部長、環境資源対策課長、課長代理（資源化推進担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. これまで可燃ごみとなっていた製品プラスチックごみが追加されても、容器包装プラスチックごみと合わせて負担なく収集できる目算があるのか。</p> <p>答. 300～500トン増加する見込みだが、隔週の収集が毎週となり、一回の収集量が減るため対応できる。</p> <p>問. 集団資源回収をなくすことについて、学校やPTAと事前調整しているのか。</p> <p>答. 学校には校長会を通じて周知を図っている。PTAに対しては今後、全体の集まりの中で説明したい。PTAの地区委員からは、集団資源回収が役員の負担になっているという話を伺っている。</p> <p>問. 製品プラスチックと容器包装プラスチックが一括回収になるということだが、今後プラマークは不要となるのか。</p> <p>答. プラマークが付く容器包装プラスチックごみは容器包装リサイクル法が適用され、製品プラスチックごみはプラスチック資源循環促進法が適用される。2つの制度を組み合わせ、プラスチック全体を資源化しようとするものであり、プラマークも様々な仕組みの中で継続される。</p> <p>問. 容器包装プラスチックごみと製品プラスチックごみとで、再資源化処理費用の自治体負担割合が異なるとのことだが、仮に容器包装プラスチックごみと製品プラスチックごみを分別して収集した場合、自治体の費用負担が減ることはあるのか。</p> <p>答. 自治体の再資源化処理の費用負担割合については、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託業者が行う、中間処理施設で回収したごみの組成分析結果によって決まるため、分別によって費用負担が減ることはない。また、分別するには収集体制を分ける必要が生じるため、その分の収集費用が増加する。</p>

	<p>問. 補償業務の経費に関わる変更はどのようなか。</p> <p>答. カンごみの収集における年間17日分の増加と、走行距離が伸びる分の燃料費の増加を見込んでいる。それ以外の部分は、資源物などを週5日収集から4日とし、その1日分をプラスチックごみの収集に当てるため、特に変わらない。</p>
会議結果	原案了承

議題3：森林資源循環サイクル構築のための「森林・里山の活用アクションプラン」を策定することについて

担当部課等	森林ふれあい課
説明者	環境産業部長、森林ふれあい課長、課長代理（森林ふれあい担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. 卒業証書を木の賞状とすることについて、学校の先生方や生徒たちと調整を図っているか。</p> <p>答. 中学校の校長会では賛同をいただいた。筒には入れず、バインダーに入れる方向で検討している。</p> <p>問. 保護者へのアナウンスについて、丁寧に調整してほしい。</p> <p>答. 新年度以降に対応していく。</p> <p>問. 本市のホダ木の流通状況はどのようなか。</p> <p>答. 里山団体の生産量が少ないため、市場に流通している里山産のホダ木は殆どない。</p> <p>問. ホダ木の生産が商売として成り立つ仕組みがあれば、里山整備も進むのではないか。</p> <p>答. 里山団体の方々も高齢化しているので、新たに里山の活動へ参入できるような取組みを検討していきたい。</p>
会議結果	原案了承

議題4：秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

担当部課等	人事課
説明者	総務部長、人事課長、課長代理（給与厚生担当）、 上下水道局長、経営総務課長、課長代理（総務担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 会計年度任用職員の人事評価はどのように行うのか。 答. 常勤職員と同様に人事評価を行いたいと考えている。国の指示や各市の状況を踏まえて対応する。 問. 会計年度任用職員に対しての人材育成はどのように考えているのか。 答. 常勤職員の研修の一部や、所属課で必要な専門的な研修については既に実施している。今後は必要な研修の拡充を検討する。 意見. 会計年度任用職員について、毎年度の人員の状況や、研修の実施を含め、対応を進めていくこと。</p>
会議結果	原案了承

議題5：秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長、課長代理（国民健康保険担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 単胎妊娠と多胎妊娠とで何故期間が異なるのか。 答. 労働やサービスの提供による収入が得られないと想定する期間として国が示している。</p>
会議結果	原案了承

議題6：秦野市道路条例の一部を改正することについて

担当部課等	建設総務課
説明者	建設部長、建設総務課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 自転車通行帯は一方通行と思われるが、逆走は違法となる</p>

	<p>のか。</p> <p>答. 道路交通法上の規制については警察の判断となるが、現地には逆走禁止の看板を設置する予定である。</p> <p>問. 秦野市内で文化会館前の道路以外に自転車通行帯を設置する予定はあるのか。菩提横野線についても検討しているか。</p> <p>答. 文化会館前の道路は、本来整備義務はないが、過去に交通事故があったことから、トラックなどが停車できないように整備した経緯がある。戸川の菩提横野線は、設計速度50kmではあるが、自転車通行帯を整備する方向で進めている。</p> <p>問. このタイミングで道路条例を改正するのは、菩提横野線の整備に当たり、条例に自転車通行帯のことなどを位置付ける必要があるためか。</p> <p>答. 条例改正のきっかけとしては認定外道路の禁止行為を定める必要があったことだが、令和7年度の菩提横野線の整備を見越して自転車通行帯の定義などを位置付けた。</p> <p>問. 自動運行補助施設の扱いはどのようなか。</p> <p>答. カーブミラーなどと同じ「交通安全施設」に追加する。また、自動運行補助施設は道路に埋め込むために占用の手続きが必要となることから、合わせて占用料の規定を設けた。</p> <p>問. 認定外道路の禁止行為について条例に明記している自治体はあるか。</p> <p>答. 県内16市のうち、条例に明記されているのは8市、過料の規定があるのが6市である。</p> <p>問. 道路法上の道路と認定外道路における罰則の違いはどのようなか。</p> <p>答. 道路法上の道路では罰金、認定外道路では過料となる。</p> <p>意見. 過料を科す手続の流れを整理しておくこと。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>